

## 『職種別 最新！傾向対策講座 裁判所事務官一般職 2024年編』(KU24118)

## 訂正表

2024年11月18日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 98	No.8 肢3 解説 上から4行目	誤	表意者が <u>保護</u> に値しないので	2024/11/18
		正	<u>そのような表意者は</u> 保護に値しないので	
P. 99	No.9 記述イ解説 下から1行目	誤	(民法169条)	2024/11/18
		正	(民法169条 <u>1項</u> )	
P. 104	No.14 肢2 解説 上から3行目	誤	<u>Y</u> からの売買代金債権の請求に対して	2024/11/18
		正	<u>X</u> からの売買代金債権の請求に対して	
P. 105	No.14 肢4 解説 下から3行目	誤	通知よりも前の原因に基づき生じた債権	2024/11/18
		正	通知よりも前の原因に基づ <u>いて</u> 生じた債権	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。